

政策会議付議事案書 (令和8年1月6日)

提案課名 産業振興課

報告者名 久保田 亨

<p>事案名</p>	<p>秦野市企業等の立地及び施設再整備の支援に関する条例の一部を改正することについて</p>	<p>資料 有</p>
<p>目的・必要性</p>	<p>本市では、産業基盤の強化を図るため、平成16年4月1日付けで、「秦野市企業等の立地及び施設再整備の支援に関する条例（以下「本条例」という。）」を施行し、工業専用地域、工業地域及び東名秦野テクノパークに立地する企業を対象として、固定資産税等の課税免除や奨励金を交付し、新規進出や施設再整備を支援しています。</p> <p>戸川地区及び秦野中井インターチェンジ南地区では、高速道路のインターチェンジに近接する利便性を生かした製造業等の立地が期待できることから、新たな産業系土地利用の取組を進めてきました。本年11月11日付けで、戸川地区及び秦野中井インターチェンジ南地区における地区整備計画の都市計画決定が告示され、当該地区の用途地域が、工業専用地域から工業地域に変更されたことに伴い、当該地区を条例で定める指定地域に追加するため、改正するものです。</p>	
<p>経過・検討結果</p>	<p>1 主な経過</p> <p>(1) 平成16年4月1日 本条例施行</p> <p>(2) 平成21年1月1日改正 市内既存企業の建替え等施設再整備を対象に追加</p> <p>(3) 令和6年4月1日改正 立地奨励金、市内企業活用奨励金等、奨励処置を拡充</p> <p>(4) 令和7年11月 戸川地区及び秦野中井インターチェンジ南地区における地区整備計画の都市計画決定</p> <p>2 条例適用状況（平成17年度～令和6年度末）</p> <p>40社</p> <p>指定地域及び条例適用企業：東名秦野テクノパーク5社、工業専用地域34社、工業地域1社</p> <p>適用要件及び条例適用企業：市外からの新規立地8社、市内企業の施設再整備32社</p>	
<p>決定等を要する事項</p>	<p>秦野市企業等の立地及び施設再整備の支援に関する条例の一部を次のとおり改正すること。</p> <p>1 奨励処置の対象とする指定地域に、「秦野丹沢テクノパーク」及び「秦野中井インターチェンジ南地区」を追加すること。</p>	
<p>今後の取扱い</p>	<p>令和8年3月 市議会第1回定例会月会議に条例の改正案を提出</p> <p>4月 条例施行</p> <p>同条例施行規則を改正</p>	

秦野市企業等の立地及び施設再整備の支援に関する条例の一部を  
改正することについて

1 改正の理由

本市では、産業基盤の強化を図るため、平成16年度に本条例を施行し、工業専用地域、工業地域及び東名秦野テクノパークに立地する企業を対象に、固定資産税等の課税免除や奨励金の交付により、市外からの新規進出や市内企業の施設再整備を支援しています。これまでに条例の適用を受けた企業は、市外からの新規立地が8社、市内移転や規模拡大が32社の合計40社となっています。

戸川地区及び秦野中井インターチェンジ南地区では、高速道路のインターチェンジに近接する利便性を生かした製造業等の立地が期待できることから、新たな産業系土地利用の取組を進めてきました。当該地区の用途地域が、本年11月11日付けで、工業専用地域から工業地域に変更されたことに伴い、当該地区を本条例の指定地域に追加するため、改正するものです。

2 改正の内容

(1) 指定地域の追加（第2条関係）

改正後	現行
工業専用地域	工業専用地域
工業地域（施設再整備のみ）	工業地域（施設再整備のみ）
東名秦野テクノパーク	東名秦野テクノパーク
秦野丹沢テクノパーク	追加
秦野中井インターチェンジ南地区	

3 施行日

令和8年4月1日

《参考》

1 これまでの条例適用実績

- |                         |     |
|-------------------------|-----|
| (1) 新規立地（市外からの誘致）       | 8社  |
| (2) 施設再整備（市内既存企業の規模拡大等） | 32社 |
| (3) 雇用促進奨励金の交付          | 4社  |

2 条例の制定・改正の経過

(1) 平成16年4月1日 条例施行

ア 指定地域 東名秦野テクノパーク及び工業専用地域

イ 奨励処置の内容

(ア) 固定資産税・都市計画税の4年間免除

(イ) 雇用促進奨励金の交付（30万円／人・限度額600万円）

(2) 平成21年1月1日 条例の一部改正

ア 企業立地の期限を2年間延長

イ 施設再整備（市内既存企業の建て替え等）を対象に追加

ウ 工業地域を指定地域に追加（施設再整備に限る）

(3) 平成23年4月1日 条例の一部改正

ア 企業立地の期限を3年間延長

イ 施設再整備に伴う土地取得も対象に追加

(4) 平成26年4月1日 条例の一部改正

ア 企業立地の期限を5年間延長

イ 雇用促進奨励金に係る適用要件の緩和（新規雇用人数を中小企業に限り5人以上、雇用の始期を操業の日から6か月以内に変更）

(5) 平成30年6月27日 条例の一部改正

ア 土地の取得等に係る期限の廃止

イ 企業立地の期限を5年間延長

(6) 令和6年4月1日 条例の一部改正

奨励処置の拡充

ア 条例の適用期限を5年間延長（令和13年度末まで）

イ 雇用促進奨励金に係る適用要件の拡大（市民の新規雇用に加え、市外からの転入者を対象に追加。本社機能を本市内に移転した場合は1名以上から拡大）

ウ 企業立地奨励金の新設（投下資本額の10分の1、限度額5,000万円）

エ 市内企業活用奨励金の新設（投下資本額の100分の5、限度額300万円）

オ 見学・体験施設設置奨励金の新設（投下資本額の100分の5、限度額300万円）

秦野市企業等の立地及び施設再整備の支援に関する条例の一部を  
改正することについて

秦野市企業等の立地及び施設再整備の支援に関する条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和8年 月 日提出

秦野市長 高橋昌和

#### 提案理由

企業等の新規立地及び市内企業等の施設再整備の促進を目的として設けている奨励処置の対象となる指定地域について、秦野丹沢テクノパーク及び秦野中井インターチェンジ南地区を追加するため、改正するものであります。

秦野市企業等の立地及び施設再整備の支援に関する条例の一部を  
改正する条例

秦野市企業等の立地及び施設再整備の支援に関する条例（平成16年秦野市  
条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中ウをオとし、イをエとし、アの次に次のように加える。

イ 秦野丹沢テクノパーク（秦野都市計画地区計画戸川地区地区計画（令  
和7年秦野市告示第100号）に定める産業利用区画をいう。）

ウ 秦野中井インターチェンジ南地区（秦野都市計画地区計画秦野中井イ  
ンターチェンジ南地区地区計画（令和7年秦野市告示第101号）に定  
める産業街区A及び産業街区Bをいう。）

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第 号 秦野市企業等の立地及び施設再整備の支援に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

新	旧
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれの各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 指定地域 次に掲げる地域をいう。</p> <p>ア (略)</p> <p><u>イ 秦野丹沢テクノパーク（秦野都市計画地区計画戸川地区地区計画（令和7年秦野市告示第100号）に定める産業利用区画をいう。）</u></p> <p><u>ウ 秦野中井インターチェンジ南地区（秦野都市計画地区計画秦野中井インターチェンジ南地区地区計画（令和7年秦野市告示第101号）に定める産業街区A及び産業街区Bをいう。）</u></p> <p>エ (略)</p> <p>オ (略)</p> <p>(2)－(12) (略)</p> <p>附 則</p> <p>この条例は、令和8年4月1日から施行する。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれの各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 指定地域 次に掲げる地域をいう。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ (略)</p> <p>(2)－(12) (略)</p>

## 秦野市企業等の立地及び施設再整備の支援に関する条例施行規則

平成16年3月31日

規則第14号

(趣旨)

第1条 この規則は、秦野市企業等の立地及び施設再整備の支援に関する条例（平成16年秦野市条例第5号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語の意義は、条例で定める用語の意義の例による。

(固定資産の取得に要した費用)

第3条 条例第3条第1項第1号に規定する固定資産又は同条第2項第1号に規定する償却資産の取得に要した費用は、その固定資産又は償却資産の購入価格のみとする。

(規則で定める業種)

第4条 条例第3条第1項第4号又は同条第2項第4号に規定する規則で定める業種は、次の各号に掲げる指定地域の区分に応じ、それぞれの各号に定めるところによる。

- (1) 東名秦野テクノパーク 秦野都市計画地区計画西大竹尾尻地区地区計画（平成11年秦野市告示第25号）に定めるF地区に適合する業種
- (2) 工業地域（条例第3条第2項第4号の場合に限る。）及び工業専用地域、工業専用地域、秦野丹沢テクノパーク及び秦野中井インターチェンジ南地区 ~~日本標準産業分類（平成25年総務省告示第405号）統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類~~に定める製造業又は情報通信業

(規則で定める環境の保全に配慮したもの)

第5条 条例第3条第1項第5号又は同条第2項第5号に規定する規則で定める環境の保全に配慮したものは、次のとおりとする。

- (1) 地下水の保全については、秦野市地下水保全条例施行規則（平成12年秦野市規則第17号）第3条に規定する人の健康又は生活環境を害するおそれがある物質を使用しないこと。ただし、事業内容により、その物質を使用する以外に方法がないと市長が認めるものについては、この限りでない。

- (2) 大気、水質等の保全及び廃棄物の処理については、関係法令等を遵守すること。

(奨励処置の申請の手続)

第6条 条例第9条第1項の規定により奨励処置の適用を受けようとする者は、次の各号に掲げる奨励処置の区分に応じ、それぞれの各号に定める申請書により市長に申請しなければならない。この場合において、第1号、第3号及び第4号の申請は、対象事業者のうち操業企業等が操業を開始する日以後30日以内に行うものとし、第2号及び第5号の申請は、操業企業等が操業を開始する日から1年6か月を経過する日以後30日以内に行うものとする。

- (1) 固定資産税等の課税免除 固定資産税等課税免除適用申請書（第1号様式）
- (2) 雇用促進奨励金の交付 雇用促進奨励金交付申請書（第2号様式）
- (3) 企業立地等奨励金の交付 企業立地等奨励金交付申請書（第3号様式）
- (4) 市内企業活用奨励金の交付 市内企業活用奨励金交付申請書（第4号様式）
- (5) 見学・体験施設設置奨励金の交付 見学・体験施設設置奨励金交付申請書（第5号様式）

2 前項第1号及び第3号から第5号までの申請をする場合において、対象事業者が複数の企業等で構成されているときは、対象事業者のうち操業企業等が、対象事業者を構成する操業企業等以外の企業等がこの申請に同意したことを証明する同意書又はこの申請に関して操業企業等に委任したことを証明する委任状を添えて申請を行うものとする。

3 第1項の申請には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、その申請の内容に対応しないものとして市長が申請ごとに指定するものについては、申請書に添付することを要しない。

- (1) 操業を開始したことを証明する書類
- (2) 投下資本額の明細書
- (3) 土地及び家屋の登記事項証明書
- (4) 国税、都道府県税及び市町村税の納付を証明する書類
- (5) 商業登記事項証明書
- (6) 課税免除の対象となる固定資産の明細書

- (7) 定款その他これに類するもの
  - (8) 既に操業している企業の場合は、申請日から直近3年分の決算書
  - (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める書類
- 4 前項に規定するもののほか、雇用促進奨励金の交付申請には、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれの各号に定める書類を添付しなければならない。
- (1) 条例第5条第1項第1号に該当する場合 操業企業等が新規に従業員を雇用し、かつ、1年以上継続して雇用していることを証明する書類及びその従業員が雇用時から雇用促進奨励金申請時まで引き続き本市に住所を有することを証明する住民票等の書類
  - (2) 条例第5条第1項第2号に該当する場合 操業企業等が従業員のうち操業を開始する日の前後6か月以内に本市に転入したものを1年以上継続して雇用していることを証明する書類及びその従業員が雇用促進奨励金申請時まで引き続き本市に住所を有することを証明する住民票等の書類
- 5 第3項に規定するもののほか、市内企業活用奨励金の交付申請には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- (1) 工事請負者等と締結した工事請負契約書の写し
  - (2) 工事請負者等に支払った領収書の写し
  - (3) 工事請負者等が市内企業であることを証明する書類
- 6 第3項に規定するもののほか、見学・体験施設設置奨励金の交付申請には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- (1) 見学・体験施設を有している建物の取得費を確認できる書類
  - (2) 見学・体験施設を有している建物の延床面積及び見学・体験施設部分の延床面積を確認できる書類  
(奨励処置の適用等の決定及び通知)
- 第7条 市長は、奨励処置の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、適用又は交付の可否を決定するものとする。
- 2 条例第9条第2項の規定による通知は、次の各号に掲げる奨励処置の区分に応じ、それぞれの各号に定める通知書により行うものとする。
- (1) 固定資産税等の課税免除 課税免除適用・不適用決定通知書（第6号様式）
  - (2) 雇用促進奨励金の交付 雇用促進奨励金交付・不交付決定通知書（第7号様式）

- (3) 企業立地等奨励金の交付 企業立地等奨励金交付・不交付決定通知書  
(第8号様式)
- (4) 市内企業活用奨励金の交付 市内企業活用奨励金交付・不交付決定通知書 (第9号様式)
- (5) 見学・体験施設設置奨励金の交付 見学・体験施設設置奨励金交付・不交付決定通知書 (第10号様式)  
(奨励金の交付請求及び交付)

第8条 前条第2項の規定により同項第2号から第5号までに規定する奨励金の交付決定を受けた者は、請求書を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の請求書が提出されたときは、速やかに奨励金を交付するものとする。

(変更届)

第9条 固定資産税等の課税免除の適用を受けている者（以下「適用事業者」という。）は、固定資産税等課税免除適用申請書又はその添付書類の記載内容に変更を生じたときは、速やかに課税免除適用申請書記載内容変更届（第11号様式）に変更内容を明らかにする書類を添えて市長に届け出なければならない。

(課税免除の適用の取消し)

第10条 条例第10条の規定により課税免除の適用の決定を取り消した場合の取扱いについては、次に掲げるところによる。

- (1) 条例第10条第1号の規定による課税免除の適用の決定の取消しは、その課税免除の適用の決定がなされた時点とする。
- (2) 条例第10条第2号の規定により課税免除の適用の決定を取り消した場合において、その取消しをされた適用事業者に対する固定資産税等の課税免除は、完納していない事実があった日又はその課税免除に係る事業が廃止若しくは休止をされた日の属する年度の前年度（その事業の廃止又は休止が破産等による場合にあっては、その年度）まで適用するものとする。ただし、その日の属する年度が課税免除の適用の初年度にあっては、前号の例による。
- (3) 条例第10条第3号から第5号までの規定により課税免除を取り消したときは、その事情及び状況に応じ、前2号の例に準じて取り扱うものとする。

- 2 条例第10条の規定により課税免除の適用決定の取消しをしたときは、課

税免除適用取消通知書（第 1 2 号様式）により通知するものとする。

（奨励金の返還）

第 1 1 条 市長は、条例第 1 0 条の規定により奨励金を返還させることに決定したときは、奨励金返還決定通知書（第 1 3 号様式）により通知するものとする。

（奨励処置の承継の承認）

第 1 2 条 条例第 1 2 条の承認を受けようとする者は、奨励処置適用承継承認申請書（第 1 4 号様式）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 承継した事実を証明する書類
- (2) 承継した企業等の事業内容を明らかにする書類
- (3) 承継した企業等の国税、都道府県税及び市町村税が完納していることを証明する書類
- (4) 承継した企業等の商業登記事項証明書（企業等が個人の場合にあっては、住民票の写し）
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その適否を決定し、その申請をした企業等に奨励処置適用承継承認・不承認通知書（第 1 5 号様式）により通知するものとする。

（事業の廃止等の届出）

第 1 3 条 適用事業者が事業を廃止又は休止をしたときは、速やかに事業廃止（休止）届（第 1 6 号様式）を市長に提出しなければならない。

（様式）

第 1 4 条 この規則の規定により使用する様式は、別表のとおりとし、その内容は、別に定める。

附 則

この規則は、平成 1 6 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 1 4 条関係）

様式番号	様式の名称	関係条文
第 1 号様式	固定資産税等課税免除適用申請書	第 6 条
第 2 号様式	雇用促進奨励金交付申請書	第 6 条
第 3 号様式	企業立地等奨励金交付申請書	第 6 条

第 4 号様式	市内企業活用奨励金交付申請書	第 6 条
第 5 号様式	見学・体験施設設置奨励金交付申請書	第 6 条
第 6 号様式	課税免除適用・不適用決定通知書	第 7 条
第 7 号様式	雇用促進奨励金交付・不交付決定通知書	第 7 条
第 8 号様式	企業立地等奨励金交付・不交付決定通知書	第 7 条
第 9 号様式	市内企業活用奨励金交付・不交付決定通知書	第 7 条
第 1 0 号様式	見学・体験施設設置奨励金交付・不交付決定通知書	第 7 条
第 1 1 号様式	課税免除適用申請書記載内容変更届	第 9 条
第 1 2 号様式	課税免除適用取消通知書	第 1 0 条
第 1 3 号様式	奨励金返還決定通知書	第 1 1 条
第 1 4 号様式	奨励処置適用承継承認申請書	第 1 2 条
第 1 5 号様式	奨励処置適用承継承認・不承認通知書	第 1 2 条
第 1 6 号様式	事業廃止（休止）届	第 1 3 条